

京田辺市留守家庭児童会

令和8年度

利用の手引き



**京田辺市教育委員会 教育部 社会教育課
TEL 0774(64)1394**

1. 留守家庭児童会について

留守家庭児童会（以下「児童会」という。）は、学校の放課後に仕事等により保育する者がいない児童を保護し、学年を異にする児童が集団生活の中で基本的な生活習慣や態度を養い、豊かな人間性を身に付けるよう育成することを目的としています。

児童会での約束を守り、みんなが仲良く過ごせるよう、ご家庭でもご指導・ご協力をお願いします。

2. 開所日等

(1) 開所期間

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで

(2) 開所時間

区分	開所時間
月曜日から金曜日まで	下校時～午後6時30分
土曜日	午前8時～午後5時30分
春休み、夏休み、冬休みの平日	午前8時～午後6時30分
学校行事が国民の祝日、土・日曜日に実施され、その振替日となった日	午前8時～午後6時30分

(3) 閉所日

- ① 日曜日
- ② 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- ③ 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日
- ④ 8月13日から同月16日までの日
- ⑤ 上記の③、④に連続する土曜日
- ⑥ その他市長が必要と認める日

（気象警報の発表等の状況により閉所となる場合があります。）

3. 児童会への行き帰りについて

自宅から児童会への行き帰りの安全確保については、保護者の責任となります。

また、児童の送迎に際しては、ケガや病気により徒歩での送迎が困難である等、やむを得ない場合を除き、車での送迎はできません。

(1) お迎えでの帰宅

児童の帰宅に当たっては、中学生以上のご家族等のお迎えが必要です。

- ① 保護者以外の方でもお迎えができます（京田辺市ファミリー・サポート・センターを利用することもできます。）。この場合は、あらかじめ登録が必要です。
- ② 当日のお迎えの方に変更がある場合は、必ず事前に保護者から連絡してください。
- ③ お迎えの際は、必ず施設の出入り口まで来てください。

（他の児童の保育のため、職員は教室から離れることができません。）

④ 閉所時間の5分前までには必ず迎えに来てください。

(2) 児童のみで帰宅

希望される場合は、保護者の責任において、午後5時（11月から1月までは午後4時30分）にお迎えなしで、児童だけで帰宅することができます。

① 通学路の状況等について、児童と一緒に歩いて確認してください。

② 「交通ルールを守り、寄り道をしないで、できるだけ友達と一緒に帰る。」「決められた通学路を通って帰る。」「見知らぬ人からの声かけや誘いにはのらない。」等を児童に繰り返し伝えてください。

③ 危険を感じたらすぐにその場から逃げ、近くの大人や民家、商店等に助けを求めるよう児童に繰り返し伝えてください。

(3) 児童会への来所について

① 学校登校日

授業が終了した学年から、順次、児童だけで児童会へ来所します。

② 一日保育日

土曜日、夏休み等の一日保育日は、開所時間が午前8時からとなります。開所時間以降に児童と一緒に必ず保護者が来てください。開所時間前に児童だけを校門で待たせることなく、必ず職員へ預けていただきますようお願いします。

4. 児童会との連絡について

(1) ご家庭との連絡は、連絡ノートにより行います（児童会で準備します。）。
毎日必ず連絡内容の確認をお願いします。

(2) 事前に欠席することがわかっている場合は、必ず、保護者が連絡ノートに記入して知らせてください。児童の口頭による連絡は認めません。

特に、土曜日の出欠については、必ず木曜日までに連絡をお願いします。

(3) 急遽休む場合は、前日の午後6時30分までに（病欠等の場合は、当日速やかに）ご連絡をお願いします（小学校を休む場合は、小学校と児童会の両方に連絡が必要です。）。

(4) お稽古ごと等で定期的に休む場合も連絡ノートで事前に連絡してください。
連続して5日以上無断欠席すると退会していただく場合があります。

5. 持ち物について

持ち物は、ハンカチ、着替え、水筒等、児童会によって異なりますので、各児童会の職員から説明を受けてください。

必要のないお金やおもちゃ等（学校で禁止されている物）は持たせないでください。
各持ち物には児童の名前を、大きくはっきりと書いてください。

6. お弁当、おやつについて

一日保育日（土曜日、春休み、夏休み、冬休み等）及び給食のない日は、お弁当を持参してください。パンやおにぎりは可としますが、カップラーメン等のインスタント食品やレトルト食品は不可とします。

お弁当時の飲み物については、お茶等、学校を持って行ってもよい飲み物にしてください。

また、一日保育日は、おやつも持参してください。おやつの用意に関しては、児童会によって異なりますので、各児童会の職員から説明を受けてください。

食物アレルギー等の症状がある場合は、事前に必ず職員と相談してください。

7. 活動内容、ルールについて

児童会では、学習や部屋遊び、外遊びなど時間割により活動します。なお、学習の時間は確保しますが、宿題等の指導は行いません。宿題ができているか、ご家庭でみてあげてください。また、児童の安全のため、各児童会では施設の状況に合わせた活動ルールが決まっています。詳しい活動内容、ルールについては、各児童会から資料が配付されます。

8. 非常時について

気象警報の発表や地震、感染症による学校の学級閉鎖等の場合は、児童会が閉所となる場合があります。詳しくはP 5・6の「気象警報や地震発生、学級閉鎖等による児童会の閉所について」をご覧ください。

9. 注意事項

児童の体調等について心配がある場合は、必ず職員に連絡してください。

安全、出欠の管理上、お稽古ごと等で開設時間中に一度児童会を退出された場合は、当日の再利用はできません。

児童会に入会されている方については、小学校から児童会へ通会した時点で小学校の保険の対象外となります。帰宅ルートが通学路であっても小学校の保険は適用されません。別途、ご家庭で個人賠償責任保険等への加入を検討いただきますようお願いします。

10. 退会

入会要件の資格を欠くに至ったとき（退職、育児休業、家族構成の変更等で要件を欠くことが判明したとき）、2か月以上休会するとき、又は中途退会するときは、退会する月の前月末日までに退会届、全休届を提出する必要があります。退会月に提出された場合は当該月の負担金が発生します。

次の場合も退会となる場合があります。

- (1) 連續して5日以上無断欠席したとき
- (2) 1か月のうち開所日数の半数以上欠席したとき

- (3) 2ヶ月を超える負担金の滞納があるとき
- (4) 他の児童の保育に支障があると認めたとき
- (5) その他市長が留守家庭児童会の運営に支障があると認めたとき

1 1. 負担金の支払いについて

負担金は、毎月払となっています。納付方法は口座振替とし、毎月末日(金融機関が休業日の場合は翌営業日)の引き落としとなります。なお、口座振替の手続をされていない方は、早急に取扱金融機関で手続を行ってください。

1 2. 各種届出について（提出先は、教育委員会社会教育課（市役所3階）です。）

- (1) 年度途中の就労状況等を確認するため、夏頃に就労状況証明書等の再提出が必要となります。提出依頼については別途通知します。
- (2) 転居や家族構成の異動、転職等については、速やかに変更届を提出してください。なお、勤務先変更等は、新たな就労状況証明の提出が必要となります。
- (3) 年度途中に退会する場合は、退会予定月の前月末日までに退会届を提出してください。退会する月に提出された場合は、当該月の負担金が発生します。
- (4) 月の初日から末日まで1か月間全て欠席する場合は、休会する月の前月末日までに全休届を提出してください。休会する月に提出された場合は、当該月の負担金が発生します。

1 3. 連絡先一覧

児童会名	電話(FAX)番号	児童会名	電話(FAX)番号
田辺東（つつじ） 留守家庭児童会	65-1140	松井ヶ丘（ひまわり） 留守家庭児童会	62-6248
田辺（なかよし） 留守家庭児童会	63-6497	桃園（みどり） 留守家庭児童会	63-6567
草内（いづみ） 留守家庭児童会	62-6949	薪（やまとり） 留守家庭児童会	63-3449
大住（かぜのこ） 留守家庭児童会	65-3220	三山木（すぎのこ） 留守家庭児童会	65-0588
社会教育課	TEL 64-1394	FAX 64-1390	

1 4. 保護者への緊急連絡について

児童会の活動中、児童のケガや体調不良による救急搬送や気象警報の発表による途中閉所等により、保護者に緊急連絡を行う場合があります。

勤務中に携帯電話の使用ができない場合は、職場の電話番号等、必ず連絡可能な緊急

連絡先の登録をお願いします。

気象警報や地震発生、学級閉鎖等による児童会の閉所について

京田辺市での気象警報、熱中症特別警戒アラート等の発表や、大地震の発生、学校での感染症による学級閉鎖時における児童会の対応については、各学校の対応に準じ、次のとおりとします。(各学校の対応が変更になった場合は、児童会の対応も変更になりますので、ご注意ください。)

気象警報が発表された場合

対象となる警報		気象特別警報「大雨、暴風、高潮、波浪、大雪、暴風雪」 気象警報「大雨、洪水、暴風、高潮、波浪、大雪、暴風雪」	
対象日	警報の状況	学校	児童会
授業がある日	午前7時現在で継続して警報が発表されている	自宅待機	
	継続されていた警報が午前9時までに解除	解除の時点から登校	開所
	継続されていた警報が午前9時現在も継続	休校	閉所
	児童が小学校にいる時に警報が発表	休校 (学校から保護者に連絡)	閉所
	児童が児童会にいる時に警報が発表		途中閉所
春・夏・冬休み中の平日 運動会等の振替休業日	午前7時現在で継続して警報が発表されている		自宅待機
	継続されていた警報が午前9時までに解除		解除の時点から開所
	継続されていた警報が午前9時現在も継続		閉所
	児童会の開所中に警報が発表		途中閉所
土曜日	午前7時現在で継続して警報が発表されている		閉所
	児童会の開所中に警報が発表		途中閉所

〈お願い〉 警報等により途中閉所となった場合は、できるだけ早くお迎えをお願いします。
この場合でも、児童会から、連絡はありません。 気象情報には十分注意してください。

熱中症特別警戒アラートが発表された場合

熱中症特別警戒アラートが発表された場合は、児童会は閉所します。

帰宅時間に雷や大雨が発生した場合

帰宅方法を「児童のみで帰宅」とされている場合でも、午後5時（11月から1月までは午後4時30分）の帰宅時間に、気象警報が発表されない雷や大雨が発生している場合は、出発時間を遅らせるか、保護者のお迎えをお願いすることになります。

この場合の対応方法について、「令和8年度帰宅時間における雷・大雨時の対応確認書」の提出をお願いします。

大地震が発生した場合

対象となる地震規模　震度5以上			
対象日	地震発生時の状況	学校	児童会
授業がある日	午前7時までに地震発生	自宅待機	学校の対応に合わせて開所、閉所を決定
	登下校中に地震発生	安全な場所に一時避難し、学校又は自宅の近いほうへ避難する。	
	児童が小学校にいる時に地震発生	各学校で対応	グラウンドへ避難、状況確認後、再開・閉所を決定
	児童が児童会にいる時に地震発生		
一日保育の日 土曜日、春・夏・ 冬休み等中の平 日等	午前7時までに地震発生	自宅待機 安全な場所に一時避難し、児童会又は自宅の近い方へ避難 グラウンドへ避難、状況確認後、再開・閉所を決定	自宅待機
	帰宅途中に地震発生		安全な場所に一時避難し、児童会又は自宅の近い方へ避難
	児童が児童会にいる時に地震発生		グラウンドへ避難、状況確認後、再開・閉所を決定

〈お願い〉 地震により途中閉所となつた場合は、できるだけ早くお迎えをお願いします。

小学校が学級閉鎖等になった場合

感染症等で学級閉鎖になった場合は下記のとおりの対応となります。

1. 学級閉鎖が決定したクラスの児童については、児童会の利用はできません。
また、学校全体が閉鎖となった場合、該当校の児童会は閉所となります。
2. 学校に登校後、学級閉鎖により緊急下校となつた場合は、学校から保護者に連絡があります。児童は学校での待機となりますので、学校へお迎えをお願いします。この日についても、対象の児童については、児童会の利用はできません。

スマートフォン等で登録をお願いします。

京田辺市留守家庭児童会 Facebook (田辺・草内・三山木)

急な雷や局地的大雨等、気象警報が発表されない場合の
児童の待機情報を発信します。

